

山梨県立中央病院寝具等賃貸借及び洗濯等業務委託契約書（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
との間に、甲の寝具等賃貸借及び洗濯等業務委託について、次のとおり契約を締結する

収 入
印 紙

（賃貸借物件及び業務委託範囲）

- 第1条 乙は甲の所有する入院ベッド等で使用する寝具（以下「寝具類」という。）及び、入院患者等の病衣（以下「病衣類」という。）を貸付けるものとし、貸付ける寝具類及び病衣類の仕様及び洗濯基準、貸出手順等は「寝具賃貸借・寝具交換業務仕様書」及び「病衣賃貸借仕様書」のとおりとする。
- 2 乙は甲の入院ベッド等のベッドメイキング業務及びリネン類の洗濯業務（以下「委託業務」という。）を行うものとし、業務内容・手順は「寝具賃貸借・寝具交換業務仕様書」、「ベッドセンター業務仕様書」、「カーテンクリーニング業務仕様書」、「院内洗濯仕様書」及び「院外洗濯仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は次のとおりとする。

自 令和 8年 9月 1日

至 令和11年 8月31日

（契約金額）

第3条 本契約における賃貸借料単価及び契約期間における予定数量は、次のとおりとする。

【寝具賃貸借】

品 名	単 位	単価（税抜）	予定数量
一般、HCU、M・FICU、ICU、E・ICUベッド寝具	1人・日当たり	円	515,228人・日
小児ベッド寝具	1人・日当たり	円	11,355人・日
新生児ベッド寝具	1人・日当たり	円	13,618人・日
周産期ベッド寝具	1人・日当たり	円	11,907人・日
付添人用寝具	1人・日当たり	円	11,906人・日
透析ベッド寝具	1組当たり	円	49,609組
外来ベッド寝具（透析除く全51ベッド及び各科補充分）	1ヶ月当たり	円	36ヶ月
当直室ベッドシート類(全41ベッド分)	1ヶ月当たり	円	36ヶ月

【病衣賃貸借】

品 名	単 位	単価（税抜）	予定数量
病衣	1人・日当たり	円	493,677人・日
外来検診衣・術前術後衣	1組当たり	円	52,102組

2 本契約における業務委託料、業務委託単価及び契約期間における予定数量は次のとおりとする。

【寝具交換業務】

品 名	金額（税抜）
患者用ベッドメイキング（3年間定額）	円
当直用ベッドメイキング（3年間定額）	円

品 名	単 位	単価（税抜）	予定数量
当直用ベッド 掛布団洗濯	1枚当たり	円	306枚
当直用ベッド 敷布団洗濯	1枚当たり	円	117枚
当直用ベッド 枕洗濯	1個当たり	円	351個
当直用ベッド マットレスパッド洗濯	1枚当たり	円	333枚
当直用ベッド 毛布洗濯	1枚当たり	円	198枚

【ベッドセンター業務】

品名	単位	単価（税抜）	予定数量
ベッド洗淨費用	1台当たり	円	4,913台

【カーテンクリーニング業務】

品名	単位	単価（税抜）	予定数量
カーテン 小 (定期:2,133枚+臨時:1,440枚)	1枚当たり	円	3,573枚
カーテン 中 (定期:4,413枚+臨時:8,382枚)	1枚当たり	円	12,795枚
カーテン 大 (定期:1,176枚+臨時:2,681枚)	1枚当たり	円	3,857枚
カーテン 特大 (定期:624枚+臨時:1,898枚)	1枚当たり	円	2,522枚

【院内洗濯業務】

品名	金額（税抜）
院内常駐洗濯業務（3年間定額）	円

【院外洗濯業務】

品名	単位	単価（税抜）	予定数量
作業衣 上衣	1枚当たり	円	107,899枚
作業衣 下衣	1枚当たり	円	100,203枚
作業衣 マタニティ	1枚当たり	円	2,192枚
予防衣 ワンピース	1枚当たり	円	268枚
予防衣 エプロン	1枚当たり	円	895枚
医務衣 白衣	1枚当たり	円	18,080枚
医務衣 ケーシー上衣	1枚当たり	円	86,161枚
医務衣 ズボン	1枚当たり	円	79,249枚
作業着 ドクターフライトジャケット上衣	1枚当たり	円	2,214枚
作業着 ドクターフライトジャケット下衣	1枚当たり	円	4,647枚

（契約保証金）

第4条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規定第26条第三号により免除とする。

（契約代金の支払）

第5条 乙は第3条に定める貸借料及び業務委託料における代金を、月締めとして別々に請求するものとする。

2 貸借料については、1か月ごとに第3条に定める単価に数量を乗じた金額に、消費税及び地方消費税額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を翌月末までに甲に対し請求するものとする。

3 業務委託料については、単価契約分は前項と同様に1か月ごとに第3条に定める単価に数量を乗じた金額に、消費税及び地方消費税額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を翌月末までに甲に対し請求するものとする。定額契約分については1か月ごとに契約金額の36分の1以下に相当する金額を翌月末までに甲に対し請求するものとする。ただし、円未満の端数がある場合は、最終支払いに加えて支払うものとする。

4 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

5 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における業務に対する消費税相当額は、変動後の税率により計算するものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 契約期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- 三 第12条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- 四 その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- 五 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は甲に対し違約金として、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。

2 甲の責めに帰する事由により、第5条の規定による請求金額の支払いが遅れた場合は、乙は未受領金額につき、甲に対して遅延利息を請求することができる。この場合において、遅延利息の額は、政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の第8条の規定を準用する。

（予算削減に係る契約の解除等）

第8条 本契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第41条2に基づく契約であり、甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料及び委託料が減額又は削除されたときは、契約を解除することができる。

（衛生基準及び検査）

第9条 乙は「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年指第14号、厚生省健康政策局指導課長通知）に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従い適正に処理しなければならない。

2 乙は洗濯及び補修並びに設備及び施設等について、甲及び関係所官庁の指導を受け、またはその検査に応ずるものとする。

（病毒感染の疑いのある寝具類の取扱い）

第10条 甲は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に定めのある感染症（一類感染症、二類感染症、三類感染症）及び同法第6条6項から7項に定めのある感染症（指定感染症及び新感染症）に汚染された疑いのある寝具類は、密閉容器に保管し、乙に返還せず焼却処分するものとする。

（紛失弁償）

第11条 本契約にて乙より借り受けた寝具類を、病院内において紛失、焼却又は破損し、乙に返還出来ない場合は、甲の責任によるものとし、これによって生ずる損害の弁償金については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

ただし、火災又は風水害等による危険負担のため、乙は保険に加入するものとする。

（弁償の免除）

第12条 甲は第10条に定める場合及び正当な医療行為において、乙より借り受けた病衣類の返還が不能となった場合に限り、前条に定める弁償金を免除されるものとする。

2 前項の定めにより返還不能となった寝具類について、甲は乙に、その原因及び数量等を文書にし、その都度提出するものとする。

（損害賠償）

第13条 本契約条項を甲又は乙の不履行、または詐欺その他不正行為により発生した損失の賠償は、甲乙はそれぞれの請求権を有し、本契約を解除することが出来る。

(作業員名簿)

第 14 条 乙は本業務委託に従事する者（以下「作業員」という。）の作業員名簿を提出すること。また、作業員が変更となった場合はその都度、作業員変更届を提出すること。

(禁止事項)

第 15 条 乙は本契約において生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。
2 乙は本契約に基づく作業の全部または大部分を一括して第三者に委任もしくは請負わせてはならない。
3 文書によりあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではないものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約書に定めのない事項については、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程の定めるところによるものとする。
2 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書二通を作成し甲乙記名、押印のうえ各自一通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 甲府市富士見 1 丁目 1 番 1 号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院
院長 小嶋 裕一郎

乙

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者である地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。